

介護給付費算定の届出等に係る留意事項について（令和6年4月）

項番	サービス種類	変更点	釧路市の取扱い
1	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス ・総合事業 	<p>「その他該当する体制等」欄の 「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。 ※高齢者虐待防止措置実施を行っている場合は、「2：基準型」で改めて体制届の提出をお願いします。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	<p>「その他該当する体制等」欄の 「口腔連携強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護（通所型サービスを含む） ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 	<p>「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。 ※業務継続計画策定を行っている場合は、「2：基準型」で改めて体制届の提出をお願いします。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 	<p>「その他該当する体制等」欄の 「生産性向上推進体制加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<p>「その他該当する体制等」欄の 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」 「1：なし」 「2：あり」 を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>

6	<p>・認知症対応型共同生活介護</p> <p>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
7	<p>・居宅介護支援</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「情報通信機器等の活用等の体制」</p> <p>を</p> <p>「ケアプランデータシステム連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」</p> <p>に名称変更</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p> <p>※要件の見直しを踏まえ、該当する場合は改めて体制届の提出をお願いします。</p>
8	<p>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「個別機能訓練加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」</p> <p>「3：加算Ⅰ」</p> <p>「4：加算Ⅱ」</p> <p>「5：加算Ⅲ」</p> <p>に変更</p>	<p>「3：加算Ⅰ」「4：加算Ⅱ」「5：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p> <p>既存届出内容が「2：あり」で新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p> <p>※要件の見直しを踏まえ、該当する場合は改めて体制届の提出をお願いします。</p>
9	<p>・認知症対応型共同生活介護</p> <p>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「認知症チームケア推進加算」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：加算Ⅰ」</p> <p>「3：加算Ⅱ」</p> <p>新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
10	<p>・介護予防支援</p>	<p>「施設等の区分」欄の</p> <p>「1：地域包括支援センター」</p> <p>「2：居宅介護支援事業者」</p> <p>を新設</p>	<p>介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業者は届出が必要となる。</p>

1 1	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	「その他該当する体制等」欄の 「緊急時訪問看護加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。
1 2	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の 「総合マネジメント体制強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。
1 3	・地域密着型通所介護	「施設等区分」欄の 「3：療養通所介護事業所（短期利用）」 を新設	「3：療養通所介護事業所（短期利用）」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
1 4	・地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「重度者ケア体制加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
1 5	・地域密着型通所介護（通所型サービス）	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「9：加算Ⅲイ（ハの場合）」 「A：加算Ⅲロ（ハの場合）」 を追加	「9：加算Ⅲイ（ハの場合）」 「A：加算Ⅲロ（ハの場合）」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。

16	・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の 「認知症加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を新設	新たな届出がない場合は 「1：なし」とみなす。
17	・認知症対応型共同生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「医療連携体制加算」 を 「医療連携体制加算Ⅰ」 に名称変更し 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「4：加算Ⅰイ」 「3：加算Ⅰロ」 「2：加算Ⅰハ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰハ」とみなし、既存届出内容が、「3：加算Ⅱ」で新たな届出がない場合は「3：加算Ⅰロ」とみなし、「4：加算Ⅲ」で新たな届出がない場合は「4：加算Ⅰイ」とみなす。
18	・認知症対応型共同生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「医療連携体制加算Ⅱ」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は 「1：なし」とみなす。
19	・看護小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の 「緊急時訪問看護対応加算」 を 「緊急時対応加算」 に名称変更	※要件の見直しを踏まえ、該当しない場合は改めて体制届の提出をお願いします。
20	・看護小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の 「専門管理加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は 「1：なし」とみなす。

2 1	・看護小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の 「遠隔死亡診断補助加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は 「1：なし」とみなす。
2 2	・訪問型サービス	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物 等の居住する者への提供）」 「1：非該当」 「2：該当」 を新設	新たな届出がない場合は 「1：非該当」とみなす。
2 3	・訪問型サービス	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物 等の居住する者への提供割合 90% 以上）」 「1：非該当」 「2：該当」 を新設	新たな届出がない場合は 「1：非該当」とみなす。
2 4	・訪問型サービス	「その他該当する体制等」欄の 「口腔連携強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は 「1：非該当」とみなす。
2 5	・通所型サービス	「その他該当する体制等」欄の 「運動器機能向上加算」 を廃止	届出不要
2 6	・通所型サービス	「その他該当する体制等」欄の 「選択的サービス複数実施加算」 を 「一体的にサービス提供加算」 に名称変更	※要件の見直しを踏まえ、該 当しない場合は改めて体制届 の提出をお願いします。
2 7	・通所型サービス	「その他該当する体制等」欄の 「事業所評価加算（申出）の有無」 を廃止	届出不要